

お客さまサポート



ホームページにて

ご契約者さま専用インターネットサービスにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要となります。



ご契約者さま専用インターネットサービス

インターネットサービスご利用までの流れ

- 1 利用登録**
三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
- 2 仮パスワードの発行**
初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。
- 3 インターネットサービスにログイン**
「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

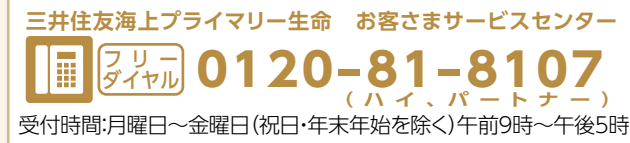


お電話にて

ご契約者さま専用のダイヤルにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ
- 積立コースの円建終身への移行および目標値の変更等

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、契約者ご本人様よりお問合わせください。



なお、お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。

ご家族登録サービス



ご契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族様からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**1名のみ**ご登録いただけます。（国内居住の方、成人に限ります。）

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただきます場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。三井住友海上プライマリー生命のホームページで閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供していますので、ご確認ください。

この保険の正式名称は、円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険／死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）です。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2021 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2104001 2021.04 803 MSPL-2104-A-0001-00

しあわせ、ずっと2

円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険

死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）



契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要／注意喚起情報 P15



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

商品のポイント
説明はこちら



MS&AD

三井住友海上プライマリー生命

『しあわせ、ずっと2』は、 外貨の好金利でふやす、外貨建ての一時払終身保険です。



こんな想いは
ありませんか?

円の金利は
低いわ



まずは
ふやしたい



「しあわせ、ずっと2」なら…

ふやしかたは…

外貨で運用

米ドル



豪ドル



ユーロ



好金利の外貨で
ふやします

外貨運用について、巻末の参考1もご覧ください

目的は…

しっかり
そだてたい



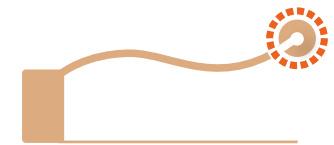
積立コース

※円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険を「積立コース」と表示しています。

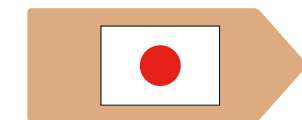
P3～P4

さらに…

円建て資産自動確保
タイミングをのがさない



円建終身への移行
円での保障で安心



定期支払の継続
受取りつづける



死亡保障の充実

大切な
ご家族にのこす

毎年受取る
たのしみが
ほしい



定期支払コース

※死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）を「定期支払コース」と表示しています。

P5～P6



この商品は
外貨建ての「生命保険」
です。



複利で着実に ふやします

契約日(更改日)の積立利率を、
各積立利率適用期間中適用し、
契約通貨建てでふやします。

毎日ずっと見 守る 円建て資産自 動確保

毎営業日に円建ての目標額の 達成状況を
確認。達成時は円建終身に自動 移行します。

生涯にわたる保障で ずっと安心

生涯にわたる死亡保障があり、大切な
ご家族にのこすことができます。

<イメージ図>

105%
〜
200%
目標値



※目標値を設定しないこともできます。

お申し出により
円建終身への
任意移行もできます。

目標達成
運用成果
自動確保

達成したら…

円建終身へ
自動移行

円建終身に
移行した場合には、
為替リスクの心配が
なくなるね!

被保険者

満87歳 健康告知
まで 不要

契約初期費用は
かかりません



一時払保険料
(基本保険金額)

解約払戻金の
円換算額

解約払戻金額
(契約通貨)

死亡保険金額

保障基準価格

一時払保険料に積立利率
を適用して、経過した期間
により計算した額のこと
をいいます。



生涯(終身)にわたる
死亡保障

積立利率
適用期間(10年)

積立 利率
適用期間 (10年)

積立利率
適用期間(10年)

積立利率
適用期間(3年)*

契約日

更改日

更改日

被保険者の年齢81歳

更改日

更改日

保険期間(終身)

ご注意ください

- この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。
また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、一部解約することはできません。

詳しくは
P25~P27

* 契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。
※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※ 上図は保険期間を通じて同じ積立利率で運用したと仮定したものです。
実際の積立利率は、各更改日に改めます。



預金とは異なり
元本保証は
ありません。



定期支払金で ふえた分を毎年受取る

毎年、決まった額(契約通貨建て)を10年間
お受取りいただきます。

受取り 続けて 「長くた のしむ」

10年目以後も、定 期支払金を継続して
受取ることができま す。

死亡保障が充実

定期支払の継続にかえて、死亡保障を充実
させることもできます。

<イメージ図>



毎年
受取る

10年後の
更改日前に
ご選択

定期支払金の受取通貨は契約通貨または円に変更できます



定期支払金を円で受取る場合(円支払特約)、為替相場の影響を
受けますので、定期支払額は変動する場合があります。

定期支払金

定期支払額は、
一時払保険料に
積立利率を乗じた
額となります。

被保険者

満80歳 健康告知
まで 不要

契約初期費用は
かかりません

米ドル



豪ドル



ユーロ



一時払保険料
(基本保険金額)

死亡保険金額

解約払戻金額

保障基準価格*1

一時払保険料に積立利率
を適用して、経過した期間
により計算した額のことを
いいます。

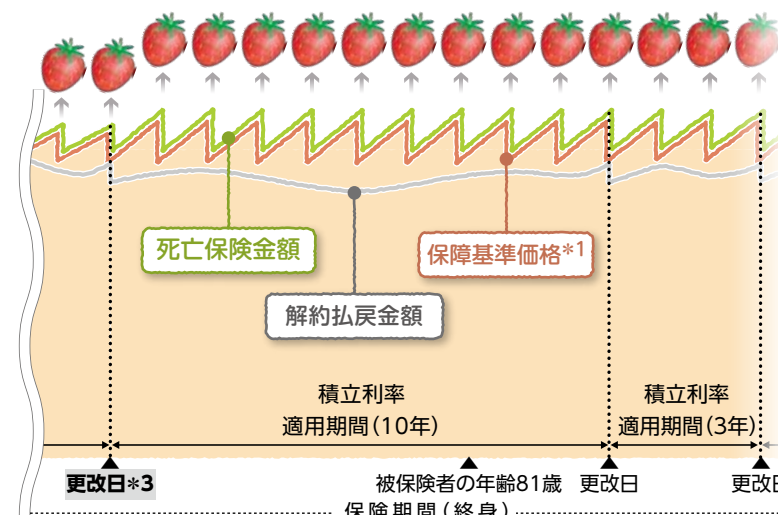
積立利率適用期間(10年)

契約日

保険期間(終身)

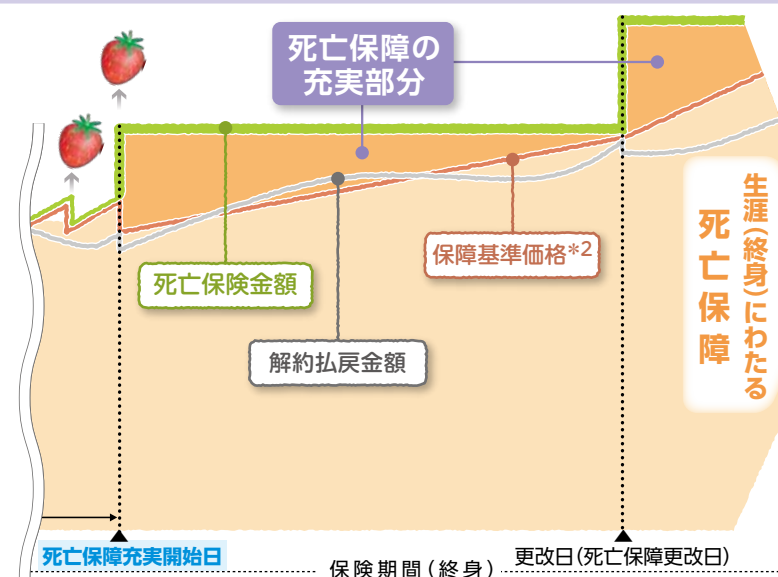
更改日*3または死亡 保障充実開始日

定期支払を継続



定期支払特約の更新
後の定期支払額は、
更改日における
保障基準価格に
積立利率を乗じた額
となります。

死亡保障を充実



! ご注意ください

- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**
また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は、一部解約することはできません。

詳しくは
P25～P27

- *1 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から
定期支払額を差引いた額に改められます。
- *2 死亡保障充実開始日以後の保障基準価格は、保険金額を基準として
経過した年数により計算します。
- *3 更改日とは、契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいいます。
ただし更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、
3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

※上図はイメージ図であり、
将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を
保証するものではありません。

定期支払金の税務について、
巻末の参考3もご覧ください



お客さまのご要望に応じてできること

積立コース



目標達成はしていないけど、
円での死亡保障を確保したいわ。

お申し出により円建終身への任意移行ができます。



✓CHECK!

円建終身への任意移行にあたっては、為替リスクや解約控除など注意点があります。
P26～P27をご覧ください。

定期支払コース



暮らしにゆとりがほしいから、
定期支払金を受取りつづけたいなあ。

死亡保障充実開始日を変更することで
定期支払を継続できます。
死亡保障充実開始日の3か月前にご案内します
ので、お手続きをお願いします。



✓CHECK!

定期支払特約の自動更新など注意点があります。 P17をご覧ください。

積立コース・定期支払コース 共通



将来、介護が必要になったときに
この保険を活用できないかな？

「介護年金移行特約」で、将来の死亡保障に
かえて解約払戻金を原資とした介護年金に
移行することもできます。



✓CHECK!

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されているなどの条件があります。

介護保障については、P11もご覧ください



今は家族にのこすつもりだけど、
自分でつかいたくなったら？

「年金移行特約(定額保険用)」で、
将来の死亡保障にかえて解約払戻金を原資とした
年金支払に移行することもできます。



✓CHECK!

契約日から1年経過以後であるなどの条件があります。

被保険者が年金受取人である契約において、指定代理請求人が
年金受取人にかわって年金等を請求できる指定代理請求特約が
あります。

「介護年金移行特約」「年金移行特約(定額保険用)」とあわせて、
詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。





■ 被保険者が死亡された日の

保障基準価格

解約払戻金額

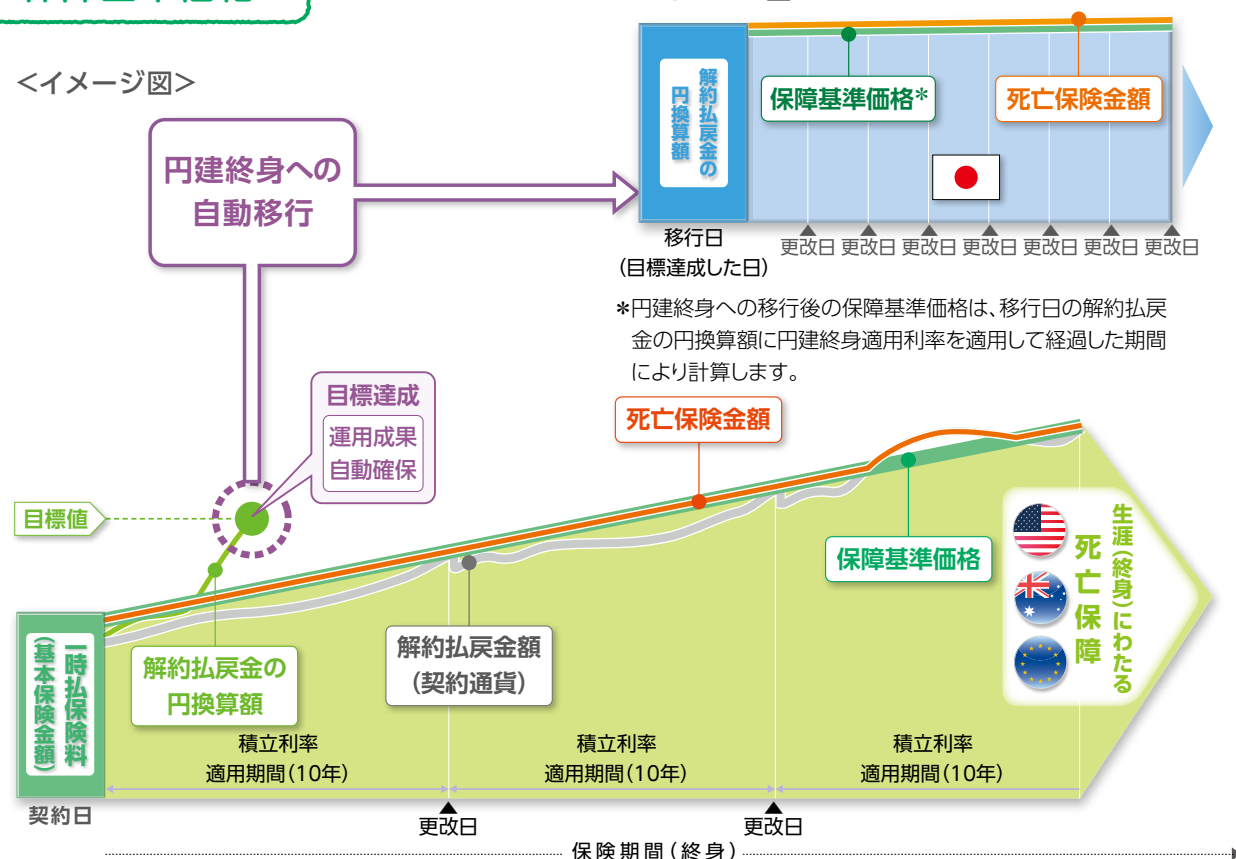
のいずれか大きい額

■ **円建終身への移行後** は、被保険者が死亡された日の

保障基準価格

<イメージ図>

＜イメージ図（円建終身へ移行する場合）＞



※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

※上図は保険期間を通じて同じ積立利率(円建終身への移行後は円建終身適用利率)で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。

家族へ安心をのこすポイント

 死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。

【例】



死亡保険金受取人を指定*

- 死亡保険金受取人は
被保険者の3親等以内の
親族または6親等以内の
血族をご指定いただけます。

- 死亡保険金は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます。

*死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

■ 死亡保障充実開始日前

被保険者が死亡された日の

保障基準価格

解約払戻金額

のいずれか大きい額

■ 死亡保障充実開始日以後

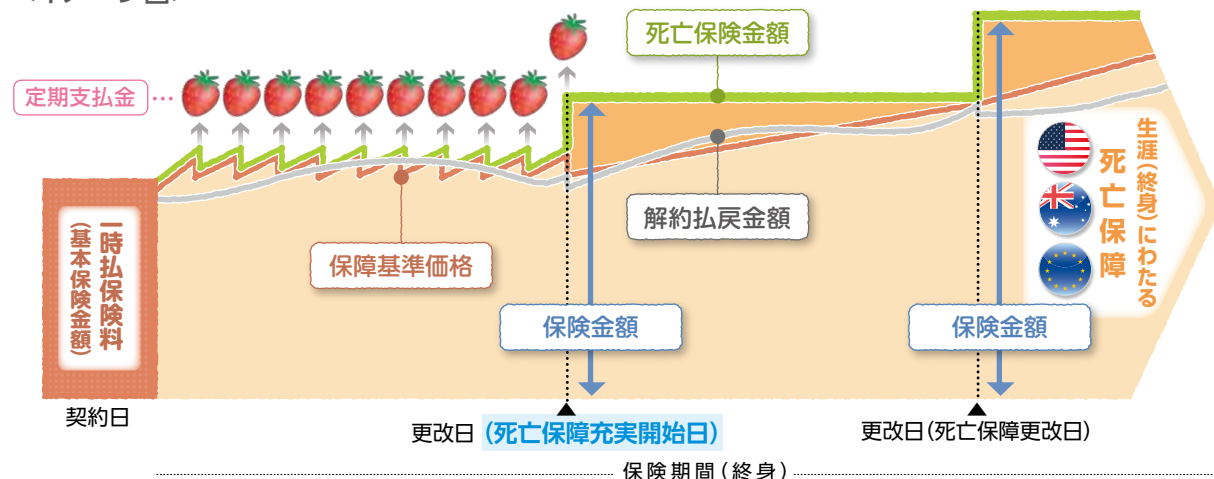
被保険者が死亡された日の

保險金額

解約払戻金額

のいずれか大きい額

<イメージ図>



※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

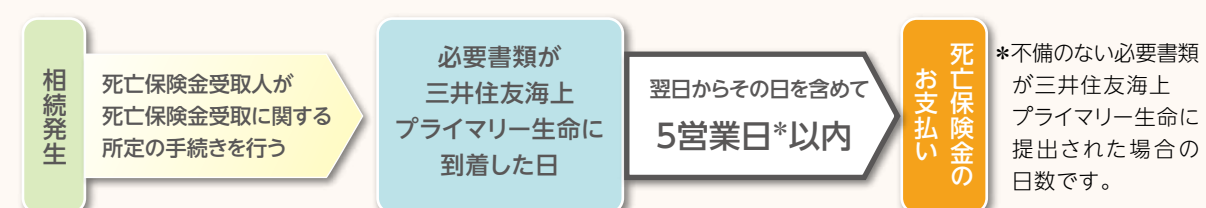
死亡保険金は家族の
当面の資金や納税資金に
充てられるのかあ。



🍀 すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



*不備のない必要書類
が三井住友海上
プライマリー生命に
提出された場合の
日数です。

要介護2以上と認定されている場合、介護年金に移行できます

- 介護年金移行特約**を付加することで、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金**を**一生**お支払いします。



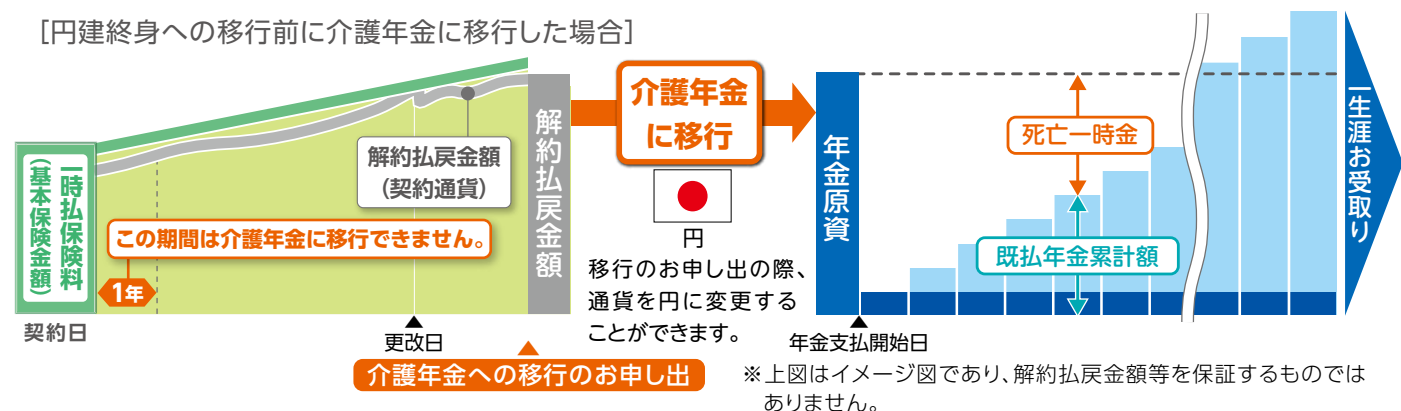
移行の条件

- 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
- 契約日から1年経過以後であること。
- 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、将来の年金を**一括**でお受取りいただくことができます。
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。

<イメージ図>

[円建終身への移行前に介護年金に移行した場合]



公的介護保険制度の要介護2とは？

身体状態のめやす **食事や排泄に何らかの介助が必要。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。**

出典：(公財)生命保険文化センター「定年Go! (2019年2月改訂)」

※「要介護2以上」とは、2020年11月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

※巻末の参考資料もご覧ください。

！ご注意ください

- 円建終身への移行前に介護年金に移行した場合、**年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響や解約控除等により、一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 年金額が所定の金額に満たない場合、介護年金への移行はできません。
- 介護年金への移行後に、再度、外貨建終身保険または円建終身に移行することはできません。
- 年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

この保険は
クーリング・オフ
制度の対象です。



ご契約のお取扱いについて

コース		積立コース	定期支払コース
契約通貨		米ドル／豪ドル／ユーロ	
一時払保険料			
最低		米ドル： 1万米ドル （1米ドル単位）／豪ドル： 1万豪ドル （1豪ドル単位）／ユーロ： 1万ユーロ （1ユーロ単位）	
最高		契約日時点の円換算額 10億円	
		※契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。	
円入金特約を付加した場合	最低	100万円 （100円単位）	
	最高	10億円	
外貨入金特約を付加した場合		米ドル・豪ドル：払込通貨により、上記最低額、最高額を適用します。 ユーロ：お取扱いいたしません。	
契約年齢 （ 契約日における 被保険者の満年齢 ）		0歳～87歳	0歳～80歳
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
保険期間		終身	
保険料の払込方法		一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P28～P29をご覧ください。	
特約			
付加されている特約		円建終身移行特約	定期支払特約、死亡保障充実特約
付加できる主な特約		円入金特約、外貨入金特約*、円支払特約、遺族年金支払特約、介護年金移行特約、年金移行特約（定額保険用）、指定代理請求特約 *募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。	
増額・一部解約		お取扱いいたしません。	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。
なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

各種お取扱いについて

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率

保障基準価格*1および定期支払コースの定期支払金を計算する際に適用される利率です。

指標金利

積立利率の設定に際して参考にする金利です。

為替レート

円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル<=>豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*2です。

*1 積立コースの場合は、円建終身への移行前までの保障基準価格、定期支払コースの場合は、死亡保障充実開始日前までの保障基準価格

*2 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。
外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

積立利率・為替レートフリーダイヤル*3
0120-390-637

*3 自動音声にてご案内しています。



ホームページ

<https://www.ms-primary.com>



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、**P25～P26**をご覧ください。



解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。
解約についての詳細は、**P22～P23**をご覧ください。

! ご注意ください

■ この保険は、一部解約することはできません。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、**P32～P33**をご覧ください。

MEMO



契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ）と2種類のコース＜＊＞からそれぞれ1つをご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

＜＊＞ 当冊子では、「円建終身移行特約」を付加した契約を「積立コース」、「定期支払特約」を付加した契約を「定期支払コース」と表記しています。なお、定期支払特約を付加することで、死亡保障充実特約もあわせて付加されます。

契約通貨建ての一時払保険料は、契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。

『しあわせ、ずっと2』の正式名称は、円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険／死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

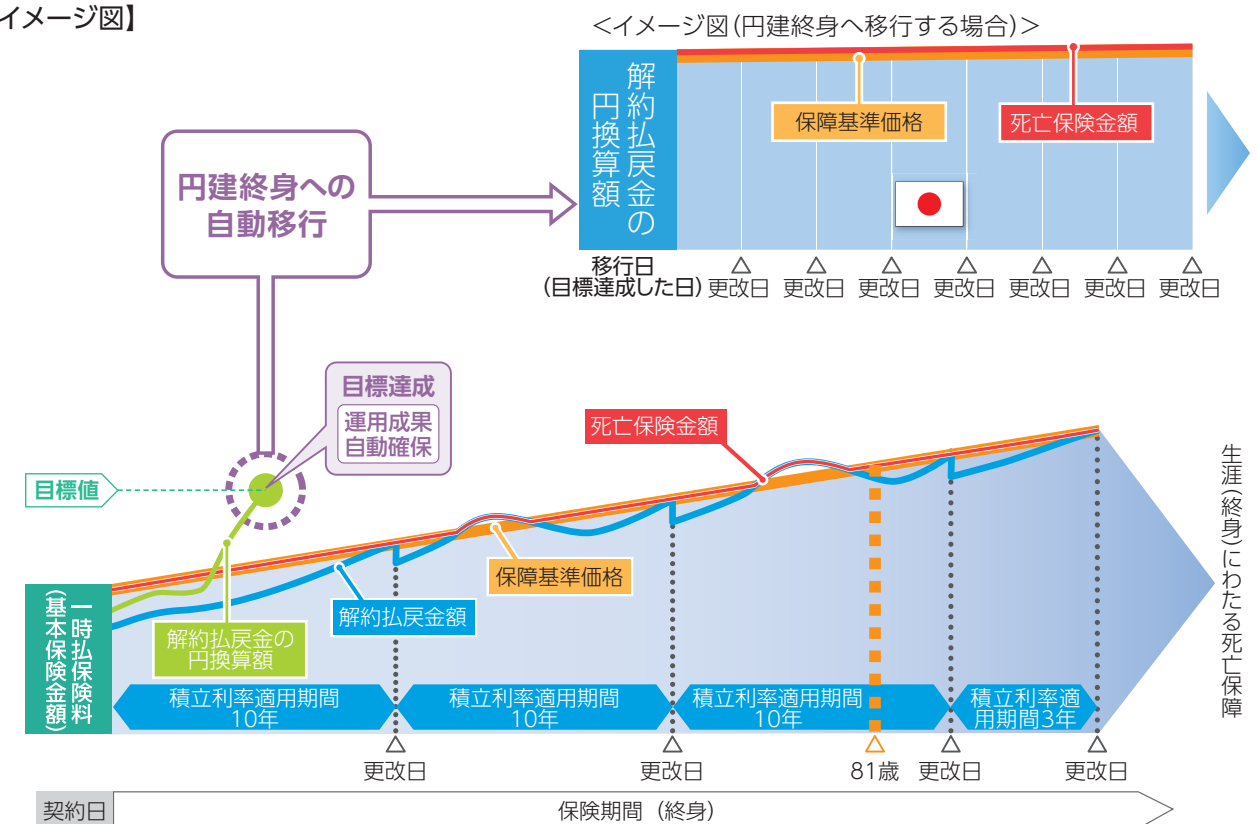
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2 2つのコースの概要について

1. 積立コース

- ・ 目標値（105％～200％の1％単位）を設定することで、契約日以後、解約払戻金の円換算額が設定した目標額（円換算一時払保険料＜＊＞に目標値を乗じた額）以上になった場合（目標達成した場合）、自動的に円建終身へ移行します。
 - ※ 目標値を設定しないこともできます。また、目標達成前であれば、ご契約者のお申し出により、目標値の変更・設定・解除をすることができます。
 - ＜＊＞ 一時払保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。円入金特約を付加し円で入金した場合は、払込みいただいた額となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を契約日の円入金特約レートで円換算した額となります。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※ 上図は保険期間を通じて同じ積立利率（円建終身への移行後は円建終身適用利率）で運用したと仮定したものです。実際の積立利率は、各更改日に改めます。



- ・ 円建終身への移行後に、再度、外貨建終身保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建終身へ移行する場合には、解約控除がかかります。

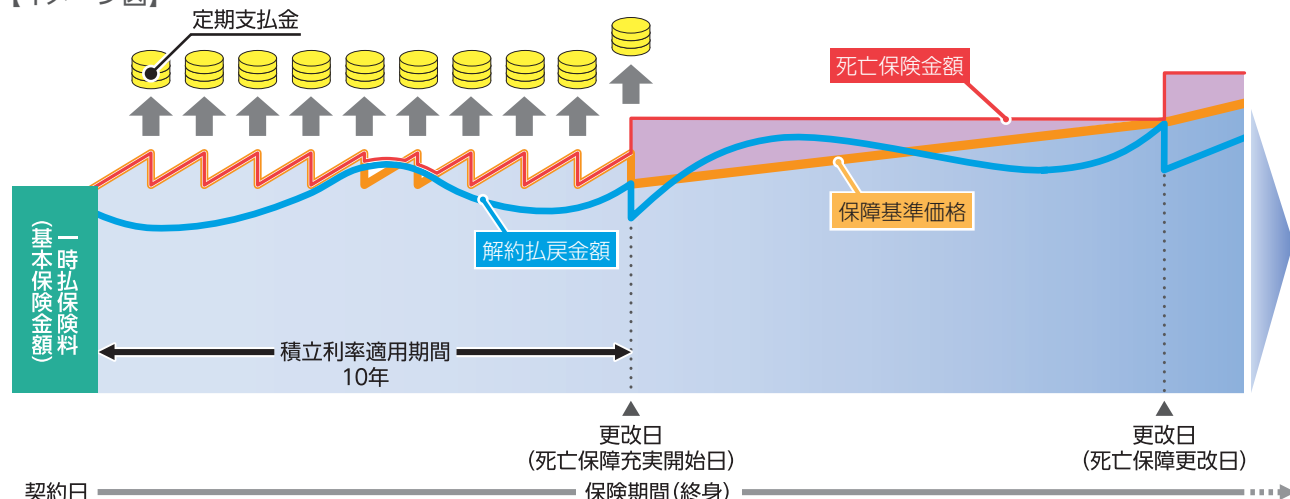
2. 定期支払コース

- ・ 契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金（契約日または更改日の積立利率による1年間の利息相当分）を解約控除なしでお支払いします。この定期支払金の額は、一時払保険料に契約日の積立利率を乗じて算出します。

※ 定期支払特約を更新した場合、更新日後の定期支払金の額は、更改日における保障基準価格に積立利率を乗じて算出します。

- ・ 円支払特約を付加することで、円でお受取りいただくこともできます。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
 ※ 更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

- ・ 定期支払特約の保険期間は、契約日から次の更改日始までとなります。死亡保障充実開始日を変更した場合、ご契約者からこの特約が満了する前までに更新しない旨のお申し出がない限り、この特約は自動更新されます。このとき、三井住友海上プライマリー生命は、この特約が更新されたことをご契約者に通知します。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ・ 更新したときの主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
 - ・ 三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取扱っていないとき
- ・ 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。



3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、選択するコース、契約通貨およびコースで適用される積立利率適用期間に応じて異なり、積立利率適用期間中に変更されることはありません。また、契約日以後は、更改日ごとにその時点の契約通貨ならびに積立利率適用期間に応じて設定されている積立利率に改めます。この改めた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、10年となります。ただし、積立コースの場合は契約日または更改日、定期支払コースの場合は更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは3年となります。
- 積立利率は、契約通貨に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。
 ※ 詳細については、P.25の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。
- 積立利率と一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）は、選択するコースに応じて次のとおりとなります。

＜積立コースの場合＞

- ・ 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。
- ・ 積立利率は、積立利率適用期間満了時における保障基準価格の一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

＜定期支払コースの場合＞

- ・ 将来の定期支払金、保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算し、死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算します。
- ・ 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額（定期支払金の受取ではその既払額との合計額）の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

4 保障の内容について

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。

死亡保険金	積立コース	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額 ※ 円建終身への移行後の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における保障基準価格となります。
	定期支払コース	死亡保障充実開始日前に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額 死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保険金額 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 定期支払コースにおいて、死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 円入金特約

保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル／ユーロ）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。
※ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円でお支払いします。死亡保険金、解約払戻金等については、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日または三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日のいずれか遅い日＜＊＞における所定の為替レートを用いて円換算し、お支払いします。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金移行特約（定額保険用）

契約日から1年経過以後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

コース		積立コース	定期支払コース
契約通貨		米ドル／豪ドル／ユーロ	
一時払保険料	最低	1 万ドル／ユーロ (1 ドル／ユーロ単位)	
	最高 (契約日時点の円換算額)	10億円 ※ 契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。	
	円入金特約を付加した場合	100万円以上 (100円単位) 10億円以下	
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。 なお、契約通貨がユーロの場合には、当該特約を付加することができません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0 歳～87 歳	0 歳～80 歳
保険期間		終身	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = ①市場調整価格 - ②解約控除額

①市場調整価格 = A 解約日の保障基準価格<*1> - B 市場調整額

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

B 市場調整額 = 0

(2) (1)以外の場合

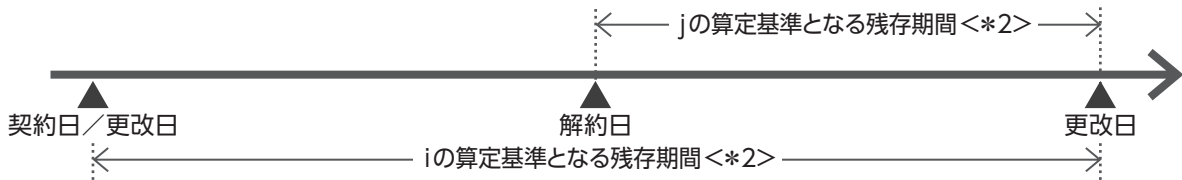
B 市場調整額 = A 解約日の保障基準価格<*1> × (j - i + 0.3%) × 解約日における残存期間<*2>

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ j は、解約日における残存期間<*2>に応じた市場調整利率<*3>です。

※ i は、契約日または直前の更改日のいずれか近い日における残存期間<*2>に応じた市場調整利率<*3>です。

市場調整利率(i と j)の算定基準となる残存期間のイメージ



<*1> 保障基準価格とは、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。定期支払コースの場合、死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した価格です。

<*2> 残存期間は、次に到来する予定であった更改日までの期間をいい、月単位で計算します。(端数日は切上げます。)例えば、残存期間が2年6か月の場合、2.5年として計算します。

<*3> 三井住友海上プライマリー生命が定める市場調整利率は、所定の日における指標金利に残存期間に応じた補正を行った利率とします。詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

②解約控除額 = 契約日の基本保険金額 × 所定の解約控除率<*4>

<*4> 解約控除率については、P.26 をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

< 契約例 (積立コース、目標値の設定なし、積立利率適用期間：10年の場合) >
 一時払保険料：20,000米ドル 契約日に適用された積立利率：3.5%

(単位：米ドル)

経過年数 < * 1 >	解約日の金利の変動状況< * 2 >ごとの解約払戻金額				
	+ 2%	+ 1%	± 0%	- 1%	- 2%
1年	15,515	17,378	19,241	21,104	22,967
2年	16,683	18,397	20,111	21,825	23,539
3年	17,904	19,456	21,008	22,561	24,113
4年	19,183	20,560	21,937	23,314	24,691
5年	20,522	21,710	22,898	24,085	25,273
6年	21,923	22,907	23,890	24,873	25,857
7年	23,390	24,154	24,917	25,680	26,444
8年	24,925	25,451	25,978	26,505	27,031
9年	26,531	26,804	27,076	27,349	27,621
10年< * 3 >	28,212	28,212	28,212	28,212	28,212

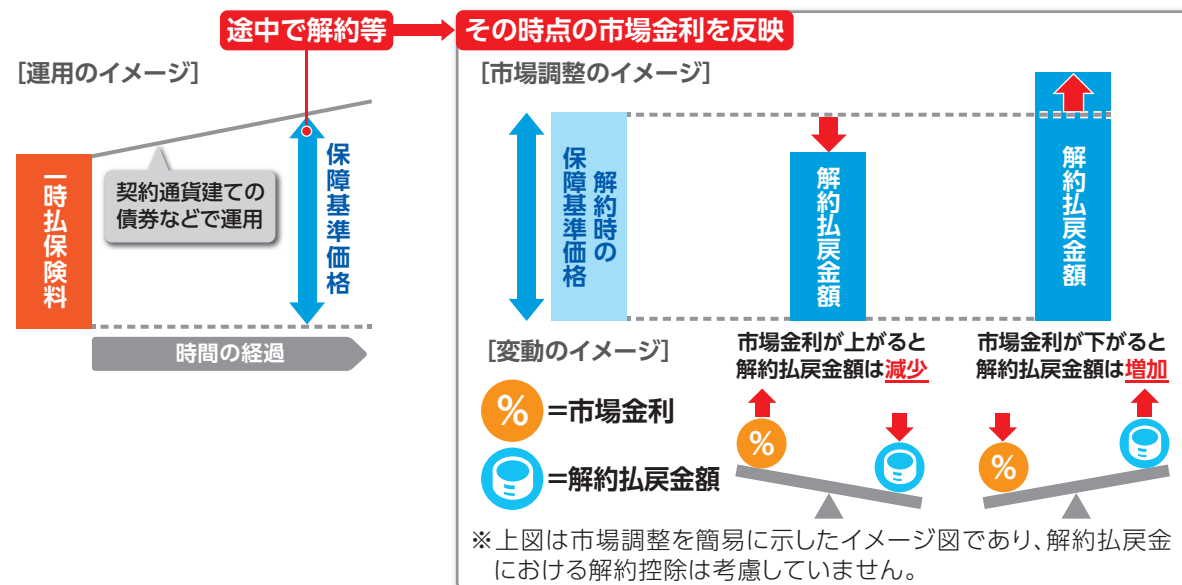
< * 1 > この例表では、契約日から最初に迎える更改日 (契約日から10年) までを年単位の契約当日ごとに表示しています。

< * 2 > 「解約日における残存期間に応じた市場調整利率－契約日における残存期間に応じた市場調整利率」のことをさします。

< * 3 > 経過年数10年は、更改日となるため市場調整額は0 (ゼロ) となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



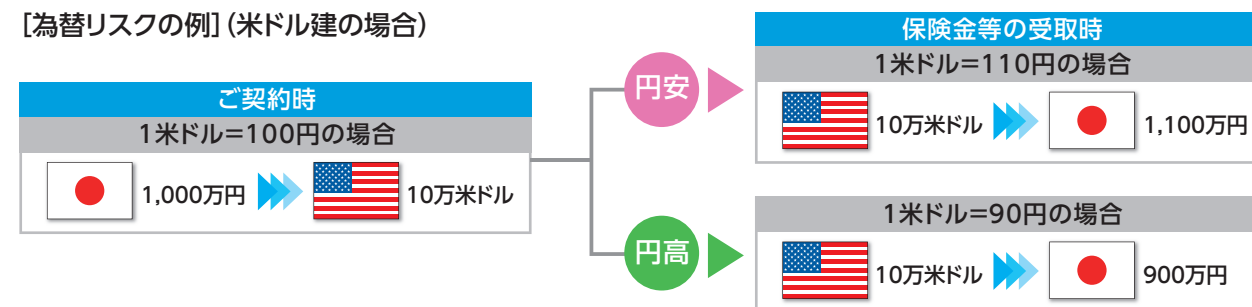
9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.25の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 積立利率適用期間中にご負担いただく費用

積立利率適用期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金を支払うための保険関係費率が含まれます。

● 定期支払コースにおける死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用

死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合、または円建終身へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	$\frac{\text{(契約通貨のTTM + 25 銭)}}{\text{(払込通貨のTTM - 25 銭)}}$
保険金等を円で受取る場合または円建終身へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日（年金等へ移行する日）までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%

※ 積立コースの場合、円建終身への移行後は、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約またはその解約払戻金を原資に年金等へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金・年金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面に記載いただく事項】

- ①書面送付先
- ②お申込みの撤回をする旨の意思表示
- ③お申込みの撤回を希望する理由《任意》
- ④募集代理店
- ⑤一時払保険料の金額
- ⑥保険料送金済みの場合、返金口座
(申込者または契約者の本人口座)
- ⑦住所
- ⑧電話番号(日中連絡先)
- ⑨生年月日
- ⑩契約者(申込者)フリガナ
- ⑪契約者(申込者)氏名(自署)

【記入例】

- ①三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ②申込の撤回を行います。
- ③〇〇〇〇〇〇〇〇のため。
- ④〇〇〇〇銀行
- ⑤10,000,000円
- ⑥〇〇〇〇銀行 〇〇支店
普通△△△△△△△△
口座名義人 ホケン タロウ
- ⑦東京都千代田区〇〇町〇〇
- ⑧03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ⑨昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- ⑩ホケン タロウ
- ⑪保険 太郎

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命宛に送付してください。この場合、書面には上記の内容をご記入ください。電話やFAXでのお申し出はできません。

【書面送付先】

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。

円入金特約または外貨入金特約<*1>を付加<*2>して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお申込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお申込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

<*1> 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

<*2> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、円建終身への移行後は、解約控除の適用ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。詳細については、「契約概要」P.22の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.27の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、「外貨入金特約」を付加して一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、募集代理店によっては、この特約をお取扱いしていないことがあります。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信買相場(TTB)
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)

※ 円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金 ／終身介護年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付 終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊２＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊２＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



ご注意

- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2020年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約（定額保険用）または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。）

15

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

16

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

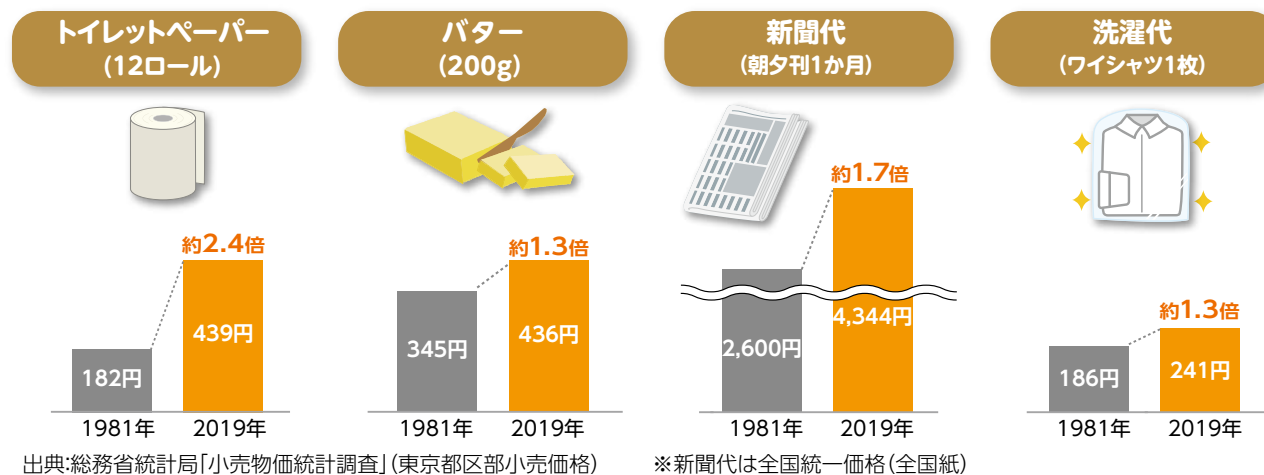
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考1：外貨運用について

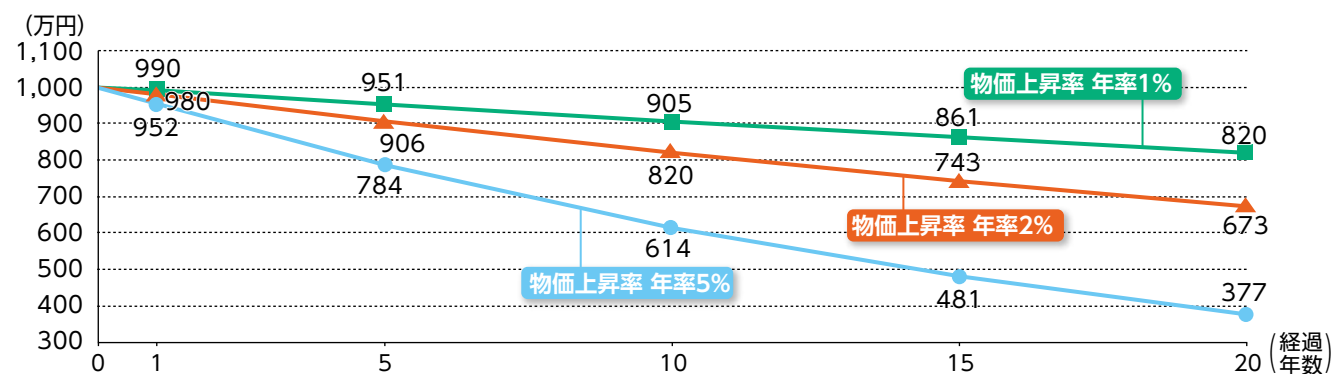
「通貨の分散」を考えてみませんか？

日本はさまざまなものを輸入に頼っており、今後、円安になった場合の物価上昇への備えが必要かもしれません。

物価上昇の例



物価上昇による現金価値の目減り (1,000万円の場合)



※例示の物価上昇率が期間中一定で推移したと仮定して計算した結果を三井住友海上プライマリー生命がグラフ化しています。

例えば… 現金1,000円でケーキ購入

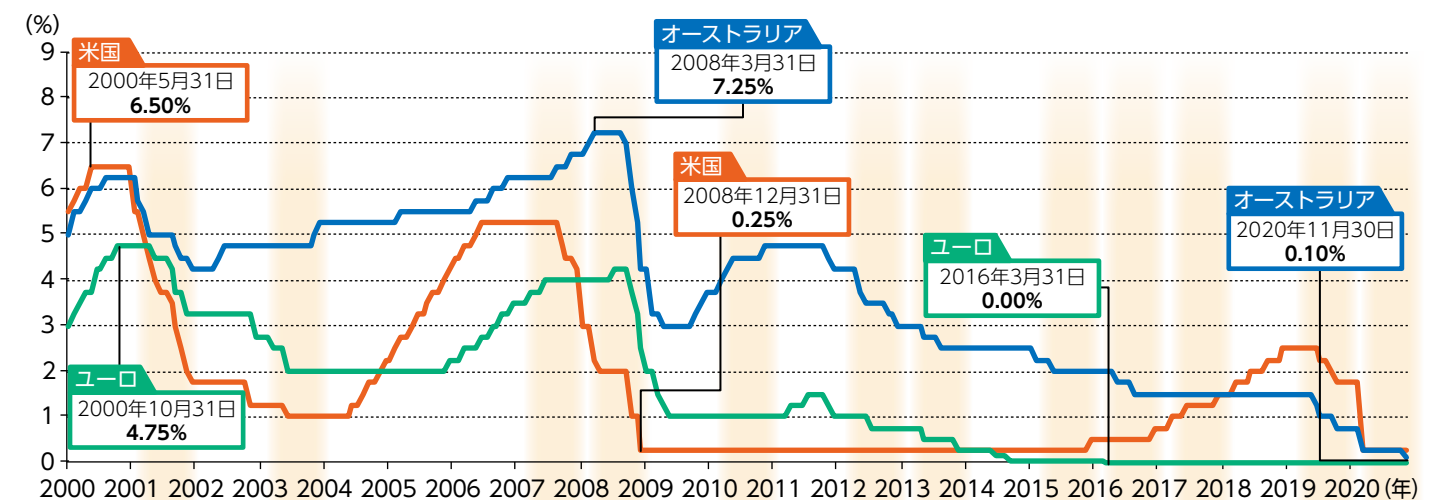


外貨運用は
心配も
あるけど…

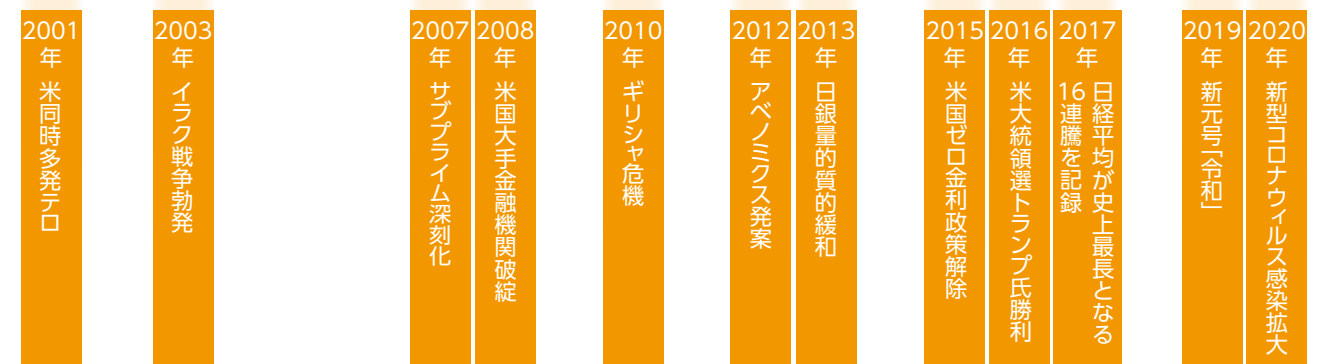
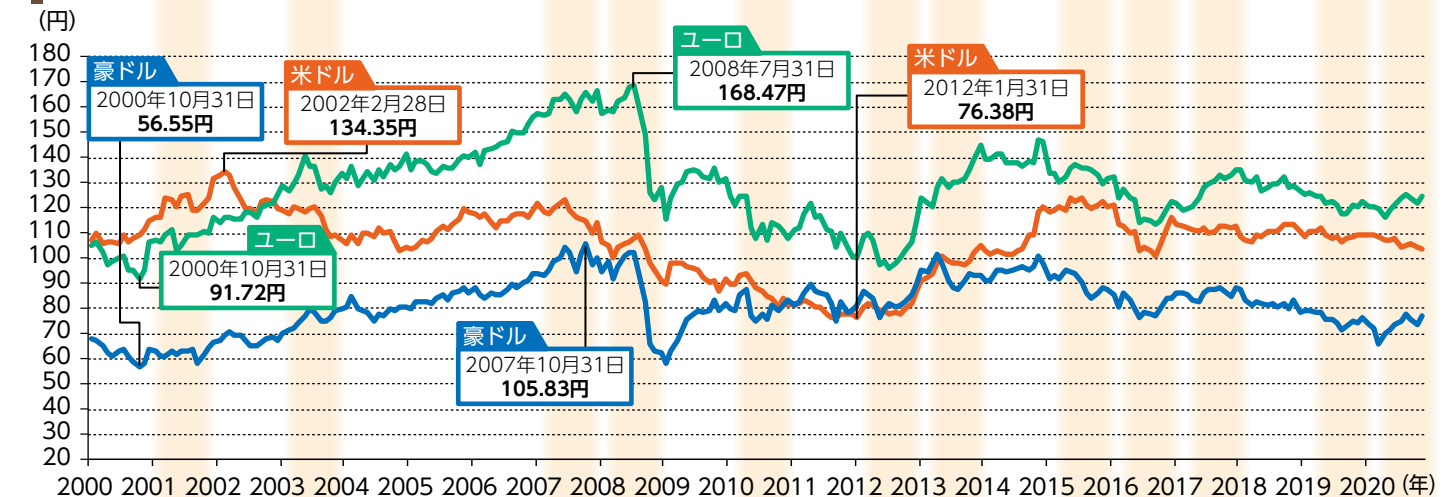
確かに為替相場の変動
などリスクはありますが、
円だけでなく外貨の資産を持つ
ことは、「**リスクを分散する**」
意義がありますよ。



政策金利の推移 (2000年1月～2020年11月)



対円為替の推移 (2000年1月～2020年11月)



【データ:政策金利】
米国: Federal Funds Rate、
ユーロ: Main Refinancing Operations、
オーストラリア: Cash Rate Target
(参考)日本: 2020年11月末 無担保コール翌日物レート -0.032%

【データ出典】
Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】
2000年1月末～2020年11月末の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および
対円為替の推移を示したものであり、
いかなる場合も将来の利益を約束す
るものではなく、見通しを記したもの
でもありません。
また各種情報の内容につきましては
万全を期しておりますが、その内容を
保証するものではありません。
募集代理店および三井住友海上プ
ライマリー生命は、これらの情報の利用
によって生じたいかなる損害につ
きまして一切責任を負いません。



参考2：介護について

介護への準備、していますか？

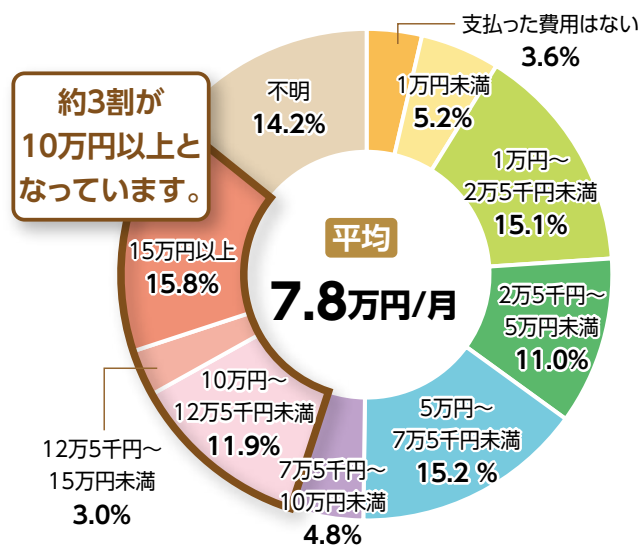
自分が要介護状態になった場合の経済的な準備状況

準備していない	47.9%	(N=4,014)〈複数回答〉	
準備している	48.7%	(1) 預貯金	34.3%
		(2) 生命保険	28.9%
		(3) 損害保険	7.0%
		(4) 有価証券	4.5%
		(5) その他	0.4%
わからない	3.4%	出典：(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(令和元年)	

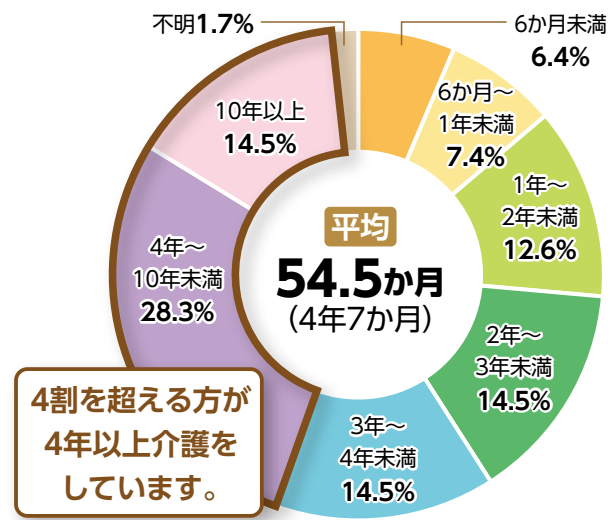
介護への事前準備をしている人の割合は、半分弱にとどまるようです。

介護にかかる負担やその期間は、どのくらいでしょうか

月々の介護費用 (公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)



介護期間



出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査(平成30年度)」
※端数処理の都合により、合計値が100%にならない場合があります。

公的介護保険の要介護度別の身体状態のめやす

要介護度	身体の状態(例)
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支援を必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護1	
要介護2	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支援が必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」



介護にかかる
お金や期間を
考えると心配ね。

もし必要になった
ときに、定期収入が
あると助かるなあ。





参考3：定期支払金の税務について



定期支払コース 定期支払金に対する課税

定期支払コースにおいて、定期支払金を受取った際は、所得税(雑所得)・住民税の課税対象となります。

下記の方法で計算された雑所得の金額が、他の所得と合算されて総合課税により所得税が課税されます。

雑所得金額

=

その年ごとに受取る定期支払金

-

必要経費

定期支払金受取時の課税の計算例



<前提条件>

- 一時払保険料(基本保険金額)：100,000米ドル
- 円換算後の一時払保険料：1,000万円(円入金特約付加あり。換算為替レート:100円)
- 積立利率：2.5% ■定期支払額：2,500米ドル(円支払特約付加なし)
- 第1回定期支払日のTTM：95円 ■第2回定期支払日のTTM：105円

【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{第1回定期支払額} \times \text{積立利率適用期間(年数)} + \text{第1回定期支払日における死亡保険金額} *} \\ &= \frac{10,000,000\text{円}}{(2,500\text{米ドル} \times 95\text{円} \times 10 + 100,000\text{米ドル} \times 95\text{円})} \\ &= 0.842\cdots \Rightarrow 0.85 \text{ (小数点第3位以下を切上げ)} \end{aligned}$$

*第1回定期支払日のTTMで円換算した金額

$$\text{必要経費} = \text{定期支払額} \times \text{必要経費割合}$$

$$\text{必要経費 (第1回)} = (2,500\text{米ドル} \times 95\text{円}) \times 0.85 = 201,875\text{円}$$

$$\text{必要経費 (第2回)} = (2,500\text{米ドル} \times 105\text{円}) \times 0.85 = 223,125\text{円}$$

⋮

【雑所得の計算例】

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る定期支払金} - \text{必要経費}$$

$$\text{雑所得金額 (第1回)} = (2,500\text{米ドル} \times 95\text{円}) - 201,875\text{円} = 35,625\text{円}$$

$$\text{雑所得金額 (第2回)} = (2,500\text{米ドル} \times 105\text{円}) - 223,125\text{円} = 39,375\text{円}$$

⋮

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。



ご注意

- 本ページでは、「しあわせ、ずっと2」定期支払コースの税務の取扱いの一部を説明しています。注意喚起情報P32～P33の「13.税金のお取扱いについて」もあわせてご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 記載の税務取扱いの内容は2020年11月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

MEMO



最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。



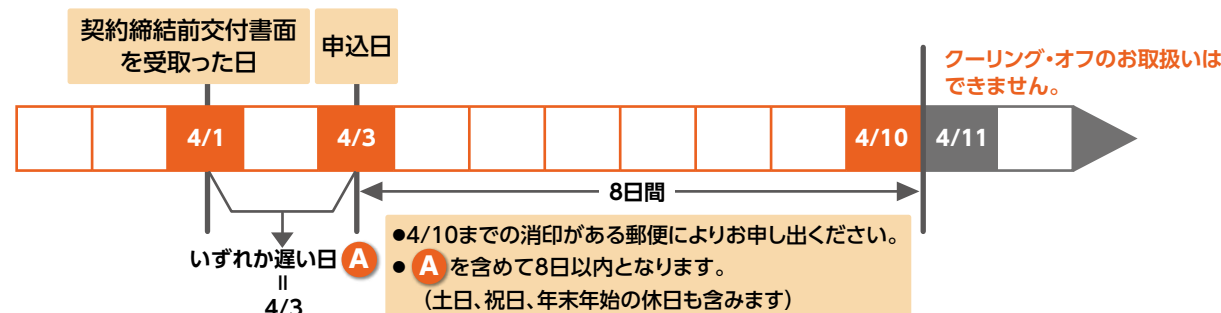
クーリング・オフ制度の対象です。

(お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P28～P29にてご確認ください。

【イメージ図】(例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P25～P26にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。

外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

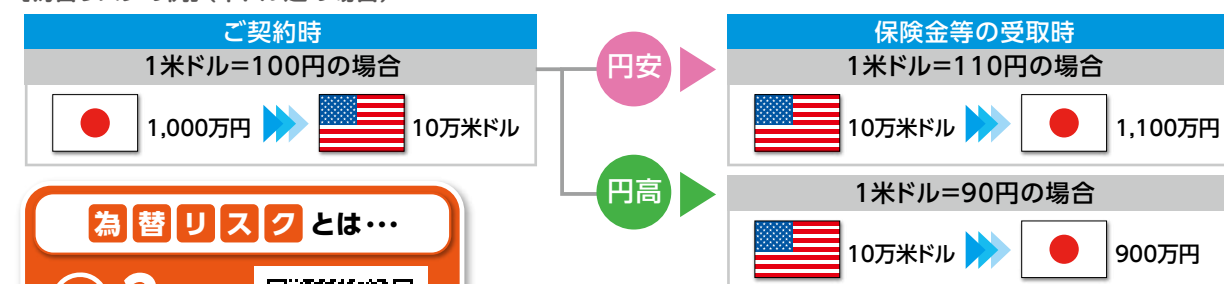


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P27にてご確認ください。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



為替リスクとは...

2分でわかる!

解説動画を配信中



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P22～P23にてご確認ください。

